

講義録レポート

講義録コード 06-11-9-101-18

講 座	社会保険労務士	テーマ	直前対策プレセミナー 「過去問で基本と体系を学ぶ」 ～これからの実践的な勉強に向けて～
目標年	2011年合格目標		
コース	無料公開セミナー	回 数	1 回
用 途	☐ 個別VTR ☐ テープレクチャー ☐ 集合ビデオ ☐ Web通信 ☐ DL通信 ☐ DVD通信 ☐ カセット通信 ☐ 資料通信		

講師名	岡根 一雄 先生	講義録 枚数	2 枚	※レポート 含まず
		配布 レジュメ	22 枚	

配布教材	・ 直前対策プレセミナー配布資料 (22枚)
備考	

TAC社会保険労務士講座

社 労 士 講義録

科目 直前対策セミナー
過去問で基本と
体系を学ぶ

コース 無料公開セミナー

回数

1 回

配布物

★ミニテスト：あり []

なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

講師

岡根

先生

★実力テスト：あり []

なし

★その他のレジュメ []

◇配布物なし

テキスト
ページ

黒 板 内 容

労働基準法 及び 労働安全衛生法

賃金, 労働時間

その他の労働条件

労働条件

最低条件

① 一体的に運用すべき

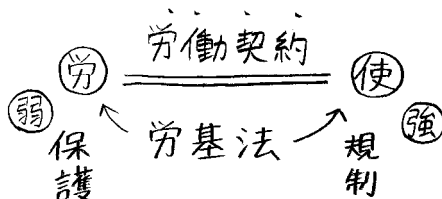
[労働者 (労基法 9 条, 安衛法 7 条 3 号)
使用者, 事業者]労基法の特徴とその例外原則 [最低基準性 (81 II)
一律性・集団性]例外 [労使協定
労使委員会の決議]

⇒ 規制解除効

任意規定

労使間の権利・義務を根拠付けるもの

○ 強行法規 ex. 労基法

{ 労働協約
就業規則
労働契約 } by 当事者

cf. 派遣法 44 条

社 労 士 講義録

 科目 直前対策セミナー
 過去問で基本と
 体系を学ぶ

コース 無料公開セミナー

回数 1回

配布物

★ミニテスト：あり [] なし

★実力テスト：あり [] なし

◇配布物なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

★その他のレジュメ []

講師

岡根 先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

法1条：「業務上の事由又は通勤による

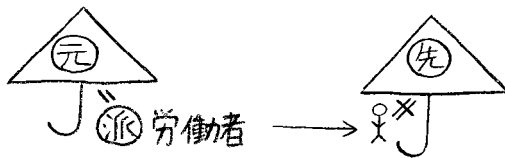
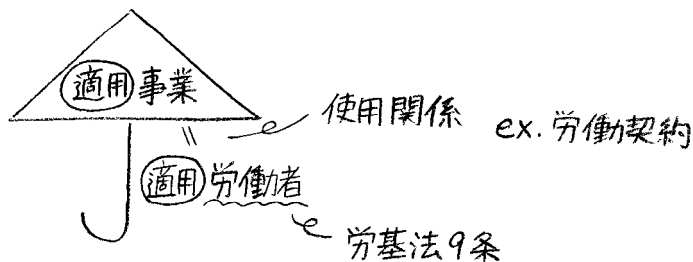
(負) (疾) (障) (死) (等) ⇒ 保険給付

& 社会復帰促進等事業

法7条1項 1号：業務災害に関する保険給付

2号：通勤災害 “

3号：二次健康診断等給付



◎直前対策セミナー 配布資料 訂正

 ・解答 p3. 労働者災害補償保険法 [解答]
 [選択式] [1]

C(15) × 総裁 → O 葬祭

2011 年合格目標

直 前 対 策

フットボール

配布資料



◇ 3/21 (月) 渋谷校

◇ 3/27 (日) 梅田校

◇ 4/10 (日) 名古屋校

◇ 4/24 (日) 池袋校

TAC社会保険労務士講座

061-0979-1003-06

労働基準法及び労働安全衛生法

〔選択式〕〔1〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 期間の定めのある労働契約に関する労働基準法第14条第2項に基づく基準においては、「使用者は、期間の定めのある労働契約の締結に際し、労働者に対して、当該契約の期間の満了後における当該契約に係る A を明示しなければならない」と定められている。
- 2 労働基準法第7条においては、「使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は B を請求した場合においては、拒んではならない」と定められている。
- 3 使用者が労働者に対し時間外労働を命じる場合について、「労働基準法〔……〕三二条の労働時間を延長して労働させることにつき、使用者が、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合等と書面による協定（いわゆる三六協定）を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出た場合において、使用者が当該事業場に適用される就業規則に当該三六協定の範囲内で一定の業務上の事由があれば労働契約に定める労働時間を延長して労働者を労働させることができる旨定めているときは、当該就業規則の規定の内容が C ものである限り、それが具体的な労働契約の内容をなすから、右就業規則の規定の適用を受ける労働者は、その定めるところに従い、労働契約に定める労働時間を超えて労働をする義務を負うものと解するを相当とする〔……〕」というのが最高裁判所の判例である。

4 労働者の健康の保持増進のための措置として、労働安全衛生法第69条第1項では、「事業者は、労働者に対する D その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない」とされている。

また、事業者が講ずるこれらの措置は、危険有害要因の除去のための措置とは異なり、その性質上、労働者の努力なくしては予期した効果を期待できないものであることから、同条第2項では、「労働者は、前項の事業者が講ずる措置を E して、その健康の保持増進に努めるものとする」とされている。

選択肢

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| ① 1か月45時間以内の | ② 1週15時間を超えない |
| ③ 公の職務を執行するために必要な時間 | |
| ④ 改 善 | ⑤ 快適な職場環境 |
| ⑥ 健康教育及び健康相談 | ⑦ 更新の有無 |
| ⑧ 合理的な | ⑨ 社会通念上相当な |
| ⑩ 遵 守 | |
| ⑪ 職業能力の開発向上に資する教育訓練を受ける時間 | |
| ⑫ 尊 重 | ⑬ 体育活動及び保健指導 |
| ⑭ 退職手当の支給の有無 | ⑮ 退職の事由の証明の有無 |
| ⑯ 病院又は診療所において診察又は治療を受ける時間 | |
| ⑰ 疲労の回復及び職場環境の改善 | |
| ⑱ 負傷し、又は疾病にかかった子の世話をするために必要な時間 | |
| ⑲ 利 用 | |
| ⑳ 労働者の委託を受けて管理する貯蓄金の返還に関する事項 | |

[H20]

〔選択式〕〔2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 労働基準法において「使用者」とは、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をする A 」をいう。
- 2 賃金の過払が生じたときに、使用者がこれを精算ないし調整するため、後に支払われるべき賃金から過払分を控除することについて、「適正な賃金の額を支払うための手段たる相殺は、〔…略…〕その行使の時期、方法、金額等からみて労働者の B との関係上不当と認められないものであれば、同項〔労働基準法第24条第1項〕の禁止するところではないと解するのが相当である」とするのが最高裁判所の判例である。
- 3 休業手当について定めた労働基準法第26条につき、最高裁判所の判例は、当該制度は「労働者の C という観点から設けられたもの」であり、同条の『使用者の責に帰すべき事由』の解釈適用に当たっては、いかなる事由による休業の場合に労働者の C のために使用者に前記〔同法第26条に定める平均賃金の100分の60〕の限度での負担を要求するのが社会的に正当とされるかという考量を必要とするといわなければならない」としている。
- 4 労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場の事業者は、産業医を選任しなければならないとされ、同法第13条第3項では、「産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な D をすることができる。」と定められている。また、労働安全衛生規則第15条第1項では、「産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、 E 又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と定められている。

— 選択肢 —

- | | | |
|-------------------|-----------|---------|
| ① 意 見 | ② 過失相殺 | ③ 勸 告 |
| ④ 監督若しくは管理の地位にある者 | | ⑤ 休業の確保 |
| ⑥ 経済生活の安定 | ⑦ 最低賃金の保障 | ⑧ 作業環境 |
| ⑨ 作業場所 | ⑩ 作業方法 | ⑪ 指揮監督者 |
| ⑫ 指 導 | ⑬ 自由な意思 | ⑭ 助 言 |
| ⑮ すべての者 | ⑯ 生活保障 | ⑰ 設 備 |
| ⑱ 同意に基づく相殺 | ⑲ 不利益の補償 | ⑳ 利益代表者 |

[H21]

〔問 1〕 労働基準法の総則等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A いわゆる在籍型出向の出向労働者については、出向元及び出向先の双方とそれぞれ労働契約関係があるので、出向元及び出向先に対しては、それぞれ労働契約関係が存する限度で労働基準法の適用がある。すなわち、出向元、出向先及び出向労働者三者間の取決めによって定められた権限と責任に応じて出向元の使用者又は出向先の使用者が出向労働者について労働基準法における使用者としての責任を負うものである。
- B 労働基準法でいう「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で賃金を支払われる者をいい、法人のいわゆる重役で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあつて賃金を受ける場合は、その限りにおいて同法第9条に規定する労働者である。
- C 会社から給料を受けず、その所属する労働組合より給料を受ける組合専従職員の労働関係については、使用者が当該専従職員に対し在籍のまま労働提供の義務を免除し、労働組合の事務に専従することを認める場合には、労働基準法上当該会社との労働関係は存続するものと解される。
- D 使用者は、労働者が、労働基準法第36条第1項等に規定する労働者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。
- E 均等待遇を定めた労働基準法第3条では、労働者の国籍、信条、性別又は社会的身分を理由として賃金、労働時間その他の労働条件について差別的取扱いをすることは禁止されている。

〔H19-1〕

〔問 2〕労働基準法に定める賃金等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労働基準法上、賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいうとされているが、使用者が労働者に支払うものであっても、実費弁償として支払われる旅費は、賃金ではない。
- B 労働者が法令の定めにより負担すべき社会保険料を使用者が労働者に代わって負担する場合は、労働者の福利厚生のために使用者が負担するものであるから、この使用者が労働者に代わって負担する部分は、労働基準法第11条の賃金には該当しない。
- C 解雇予告手当（労働基準法第20条の規定に基づき、解雇の予告に代えて支払われる平均賃金をいう。以下同じ。）同法第11条の賃金ではない。
- D 労働基準法第26条の規定に基づき、使用者が、その責めに帰すべき事由による休業の場合に支払わなければならない休業手当は、同法第11条の賃金と解される。したがって、同法第24条2項が適用され、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。
- E 労働協約、就業規則、労働契約等によって予め支給条件が明確である場合の退職手当は、労働基準法第11条の賃金であり、同法第24条2項の「臨時の賃金等」に当たる。

[H19-2]

労働者災害補償保険法

〔選択式〕〔1〕 次の各文中の の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

なお、以下において「労災保険」とは、「労働者災害補償保険」のことである。

- 1 労災保険では、保険給付として、業務災害に関する保険給付及び通勤災害に関する保険給付並びに A を行うほか、労災保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るための事業の一環として、保険給付の支給事由に応じた特別支給金の支給も行っている。
- 2 業務災害に関する保険給付（ B 及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法に定める災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は C に対し、その請求に基づいて行われる。
- 3 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であって厚生労働省令で定める程度のものにより、
 D 介護を要する状態にあり、かつ、 D 介護を受けているときに、当該介護を受けている間（障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に入所して同法に規定する生活介護を受けている間、病院又は診療所に入院している間等を除く。）、 E に対して、その請求に基づいて行われる。

選択肢

- | | | |
|---------------|---------------|-----------|
| ① 一次健康診断等給付 | ② 介護を行う者 | ③ 介護を行う親族 |
| ④ 健康管理給付 | ⑤ 厚生労働省令で定める | |
| ⑥ 厚生労働省令で定める者 | ⑦ 厚生労働大臣が定める者 | |
| ⑧ 三親等内の親族 | ⑨ 常 時 | ⑩ 常時又は随時 |
| ⑪ 常態として | ⑫ 傷病補償給付 | ⑬ 傷病補償年金 |
| ⑭ 葬祭料 | ⑮ 葬祭を行う者 | ⑯ 葬祭を行う親族 |
| ⑰ 当該労働者 | ⑱ 特別加入者給付 | |
| ⑲ 二次健康診断等給付 | ⑳ 予防健康診断等給付 | |

[H19]

〔選択式〕〔2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

高齢化の進展とともに、家族の介護が労働者の生活に深く関わってきていることから A 保護制度の見直しが行われ、平成20年に労働者災害補償保険法施行規則が改正、施行された。

同改正は、労働者災害補償保険法施行規則第8条に定める日常生活上必要な行為として、新たに「要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している B の介護（ C 行われるものに限る。）」を加えたものである。なお、同規則第7条において、要介護状態とは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、 D の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。」と定められている。

今回の改正も含め、保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をすることができ、当該審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分についての決定を経ないで、 E に対して再審査請求をすることができる。

選択肢

- | | | |
|--------------|---------------|------------|
| ① 2週間以上 | ② 1月以上 | ③ 6月以上 |
| ④ 1年6月以上 | ⑤ 監視又は断続的に | ⑥ 業務災害 |
| ⑦ 継続的に又は反復して | ⑧ 厚生労働大臣 | |
| ⑨ 常時又は随時 | ⑩ 常態として | ⑪ 祖父母 |
| ⑫ 祖父母及び兄弟姉妹 | ⑬ 通勤災害 | ⑭ 都道府県労働局長 |
| ⑮ 日常災害 | ⑯ 孫、祖父母及び兄弟姉妹 | |
| ⑰ 孫及び祖父母 | ⑱ 労災保険審査会 | ⑲ 労働災害 |
| ⑳ 労働保険審査会 | | |

〔H21〕

〔択一式〕

〔問 1〕 労働者災害補償保険法第3条第1項の適用事業において労働に従事する者であって、当該事業について成立する労働者災害補償保険の保険関係において当該事業の事業主に使用される労働者に該当しないものは、次のうちどれか。

なお、以下において、労災保険法とは労働者災害補償保険法のことを、労災保険とは労働者災害補償保険のことを、徴収法とは労働保険の保険料の徴収等に関する法律のことをいう。

- A 所定労働日数のうち在宅勤務の日数が4分の3以上を占める者
- B 労働者派遣事業の事業主から派遣されて、派遣先の適用事業において当該事業の事業主の指揮命令を受けて労働に従事する者
- C 移籍出向の場合における出向先の適用事業において労働に従事する者
- D 1週間の所定労働時間が20時間未満の者
- E 技能実習生として就労する外国人

〔H16-1〕

〔問 2〕 保険給付と第三者の行為による損害の賠償との関係について、次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- B 政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度で保険給付をしないことができる。
- C 保険給付に付随して支給される特別支給金は、実質的に保険給付と同じく損害のてん補の意義をもつものであるので、その支給の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合には、保険給付に準じて損害賠償との調整が行われる。
- D 労働者又はその遺族が事業主から損害賠償を受けることができる場合であって、保険給付（一定のものを除く。）を受けるときに、同一の事由について損害賠償（当該保険給付によっててん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けたときは、政府は、厚生労働大臣が定める基準により、その価額の限度で、保険給付をしないことができる。
- E 適用事業の事業主が保険給付の上積みとして独自に行う災害補償については、保険給付と重複するものでない限り、これによって保険給付の調整が行われることはない。

〔H18-7〕

雇用保険法

〔選択式〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について A が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要給付を行うことにより、労働者の B を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 2 63歳で定年に達したことにより離職した受給資格者の場合、その離職に係る基本手当は、原則として、当該離職の日の翌日から起算して C の期間内における D について、所定給付日数に相当する日数分を限度として支給される。当該受給資格者が上記期間内に疾病により引き続き30日以上職業に就くことができず、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、 C に当該理由により職業に就くことができない日数が加算されるが、その加算された合計の期間が E を超えるときは、 E が上限となる。

なお、本問の受給資格者は雇用保険法第22条第2項に規定する「厚生労働省令で定める理由により就職が困難なもの」に当たらず、また、上記疾病については傷病手当の支給を受ける場合を除くものとする。

選択肢

- | | | | |
|----------------|----------|---------------|---------|
| ① 1年 | ② 1年と30日 | ③ 1年と60日 | ④ 1年6か月 |
| ⑤ 2年 | ⑥ 3年 | ⑦ 4年 | ⑧ 5年 |
| ⑨ 各 日 | | ⑩ 求職活動を行った日 | |
| ⑪ 幸福追求権の保障 | | ⑫ 雇用の継続 | |
| ⑬ 再就職 | | ⑭ 失業している日 | |
| ⑮ 職業生活と家庭生活の両立 | | ⑯ 所定労働日に相応する日 | |
| ⑰ 人的資源の活用 | | ⑱ 生活及び雇用の安定 | |
| ⑲ 人たるに値する生活の実現 | | ⑳ 労働条件の維持 | |

[H22]

〔択一式〕

- 〔問 1〕 雇用保険の被保険者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 株式会社の取締役は、同時に会社の従業員としての身分を有している場合であっても、役員報酬を支払われている限り委任関係とみなされ、被保険者となることはない。
 - B (法改正により削除)。
 - C 4か月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者は、原則として被保険者とならないが、その期間の満了後も同一の事業主に引き続き雇用された場合には、当初の季節的事業における雇用開始の日に被保険者となったものとみなされる。
 - D 家事使用人は被保険者とならないが、適用事業の事業主に雇用され、主として家事以外の労働に従事することを本務とする者は、例外的に家事に使用されることがあっても、被保険者となる。
 - E 特定独立行政法人の職員は、当該法人の長が雇用保険法を適用しないことについて厚生労働大臣に申請し、その承認を受けない限り、被保険者となる。

〔H17-1〕

労働基準法及び安全衛生法【解答】

〔選択式〕〔1〕（労働基準法7条、労働基準法14条2項、平成20.1.23厚労告12号、最一小平成3.11.28。安衛法69条）

- A（7）更新の有無
- B（3）公の職務を執行するために必要な時間
- C（8）合理的な
- D（6）健康教育及び健康相談
- E（19）利用

〔2〕（労働基準法10条、最一小44.12.18、最二小62.7.17、安衛法13条3項、令5条、則15条1項）

- A（15）すべての者
- B（6）経済生活の安定
- C（16）生活保障
- D（3）勧告
- E（10）作業方法

〔択一式〕

〔問 1〕 正解 E（×） 労働基準法3条。

- A（○） 労働基準法10条、昭和61.6.6基発333号。
- B（○） 労働基準法9条、昭和23.3.17基発461号。
- C（○） 労働基準法9条、平成11.3.31基発168号。
- D（○） 則6条の2,3項。

〔問 2〕 正解 B 労働基準法11条、昭和63.3.14基発150号。労働者が法令により負担すべき社会保険料を使用者が労働者に代わって負担する場合は、労働者が法律上当然に生ずる義務を免れるのであるから、この使用者が労働者に代わって負担する部分は賃金とみなされる。

- A 労働基準法11条。設問の通り正しい。
- C 労働基準法11条、昭和23.8.18基収2520号。設問の通り正しい。
- D 労働基準法11条、法24条2項、法26条、昭和25.4.6基収207号、昭和63.3.14基発150号。設問の通り正しい。
- E 労働基準法11条、昭和22.9.13発基17号。設問の通り正しい。

労働者災害補償保険法【解答】

〔選択式〕〔1〕（労災保険法2条の2、労災保険法7条1項、労災保険法12条の8, 2項、4項、労災保険法21条、労災保険法29条1項、特別支給金規則1条）

- A (19) 二次健康診断
- B (13) 傷病補償年金
- C (15) 総裁を行う者
- D (10) 常時又は随時
- E (17) 当該労働者

〔選択式〕〔2〕（労災保険法38条2項、則7条1号イ、則8条5号）

- A (13) 通勤災害
- B (16) 孫、祖父母及び兄弟姉妹
- C (7) 継続的に又は反復して
- D (1) 2週間以上
- E (20) 労働保険審査会

〔択一式〕

〔問 1〕 正解 B 労災保険法3条1項、労働基準法9条、昭和61. 6. 30基発383号。

A 労災保険法3条1項、労働基準法9条。

C 労災保険法3条1項、労働基準法9条、昭和61. 6. 6基発333号、昭和61. 6. 30基発383号。

D 労災保険法3条1項、労働基準法9条。

E 労災保険法3条1項、労働基準法9条、平成5. 10. 6基発592号。

〔問 2〕 正解 C (×) 特別支給金規則20条。、

A (○) 労災保険法12条の4, 1項。

B (○) 労災保険法12条の4, 2項。

D (○) 労災保険法附則64条2項。

E (○) 労災保険法附則64条、昭和56. 6. 12発基60号、昭和56. 10. 30基発696号。

雇用保険法【解答】

〔選択式〕 （雇用保険法1条、雇用保険法14条1項、雇用保険法20条1項、則30条1号）

- A (12) 雇用の継続
- B (18) 生活及び雇用の安定
- C (1) 1年
- D (14) 失業している日
- E (7) 4年

〔択一式〕

〔問 1〕 正解 D(○) 雇用保険法4条1項、行政手引20365。

A(×)雇用保険法4条1項、行政手引20358。

B(法改正により削除)

C(×)雇用保険法6条2号、行政手引20555。

E(×)雇用保険法6条4号、則4条1項1号、2項。

TAC 社会保険労務士講座

インプットを終えた今、弱点への悩みは人それぞれ。TACでは直前期に必要な不可欠な重要ポイントの総整理や弱点克服に活用できるオプション講座を開講。毎年、大好評のTAC「弱点克服オプション講座」を上手に活用して、次に合格するのはあなたです!

弱点克服 オプション講座

基礎知識を吸収した後は…
自分の弱点に目をつぶらない!

入会金
¥10,000
不要!



TAC



過去問を何回か
まわしたけれど、
解答の見つけ出し方が
わからない…
オススメです!

厳選した過去問で、効率良く基本事項を総復習

3/30(水)より各地区で順次開講!

過去問でステップ・アップゼミ 全8回

本試験の傾向に沿った基本事項が実践の中で身に付く!

最近の本試験の問題は、基本事項をベースに様々な切り口で出題されます。これに対処するために、まず①基本事項をしっかり習得(理解を前提に記憶)しておくこと、そして②実践レベルでそれを使いこなせること、この2点を念頭に、本ゼミで各法律の制度趣旨、体系、基本事項の理解を確かなものにしていきます。

■通学講座: 教室 ビデオ(DVD)
受講料 ¥24,000 (本科生割引 ¥15,000)

■通信講座: Web DVD ダウンロード カセット
受講料 ¥28,000 (本科生割引 ¥18,000)

■通信講座: Web+DL
受講料 ¥31,000 (本科生割引 ¥21,000)

★NEW★ ■Web+DLツインフォロー 受講料 ¥3,000



インプットがひと通り
終わったけれど、
科目の関連がゴチャゴチャで
整理できない…
オススメです!

横のつながりで科目間の論点整理

4/29(祝)より各地区で順次開講!

横断セミナー 全2回

各科目に共通する項目を明確にまとめ、効率的に理解したい方に

社労士試験が難しいと言われる一つの要因として、同じ言葉でくられる論点でも、各法律によって内容が異なることにあります。そこで本講義では、各法律を横断してその相違を明確にしていきたいと思います。

■通学講座: 教室 ビデオ(DVD)
受講料 ¥6,000 (本科生割引 ¥5,000)

■通信講座: Web DVD ダウンロード カセット
受講料 ¥8,000 (本科生割引 ¥7,000)

■通信講座: Web+DL
受講料 ¥9,000 (本科生割引 ¥8,000)

★NEW★ ■Web+DLツインフォロー 受講料 ¥1,000



学習範囲の広い一般常識、
どこから手をつけていいのかわからない…
不安です…
オススメです!

果てしなく広い範囲はこれで絞り込め!

7/10(日)より各地区で順次開講!

一般常識セミナー 全2回

白書・労働統計を中心に、一般常識を短時間で効率よく学習し、実力をつけたい方へ

「一般常識」という科目はその範囲が膨大であるため、苦手に感じている受験生が多い科目の一つです。本講義は試験対策という観点から、白書に記載される最新の統計資料の内容はもちろん、出題頻度の高い箇所をズバリ指摘していきます。

■通学講座: 教室 ビデオ(DVD)
受講料 ¥7,000 (本科生割引 ¥6,000)

■通信講座: Web DVD ダウンロード カセット
受講料 ¥9,000 (本科生割引 ¥8,000)

■通信講座: Web+DL
受講料 ¥10,000 (本科生割引 ¥9,000)

★NEW★ ■Web+DLツインフォロー 受講料 ¥1,000



選択式で思うように
点が取れなくて、
苦手意識をなくしたい…
オススメです!

選択式の“1点”で泣かないために!

4/29(祝)より各地区で順次開講!

選択式セミナー 全1回

考えて読み解くアプローチの方法を身につける!

選択式対策として、暗記だけにたよらず、問題を論理的に読み解く力を身につけることで、本試験で見たことがない問題が出題されても臨機応変に対応できる読解力を養います。

〔講義形式〕 (前半)過去問をベースにした講義
(後半)問題演習+解説講義

■通学講座: 教室 ビデオ(DVD)
受講料 ¥4,000 (本科生割引 ¥3,000)

■通信講座: Web DVD ダウンロード カセット
受講料 ¥5,000 (本科生割引 ¥4,000)

■通信講座: Web+DL
受講料 ¥6,000 (本科生割引 ¥5,000)

★NEW★ ■Web+DLツインフォロー 受講料 ¥1,000



新規申込者も セットならおトクに! 「弱点克服セット割引」

「過去問でステップ・アップゼミ」「横断セミナー」「一般常識セミナー」「選択式セミナー」の4講座を同時にお申込みの方に限り

合計金額より¥5,000OFF!

※通学講座と通信講座を組み合わせてお申込みいただいても割引対象となります。
※弱点克服セット割引は、通常受講料でのお申し込みのみ適用されます。本科生割引等、他の割引制度との併用はできません。

TAC本科生は 特別価格に! 「本科生割引」

本科生割引の対象は、2011年合格目標のTAC本科生(入門総合本科生・総合本科生・総合本科生Plus・上級本科生・速修本科生)となります。

※お申込みの際は会員証をご提示ください。
※本科生割引申込みは、他の割引制度・株主優待券との併用はできません。
※通常の受講料にてお申込み後、本科生である旨を申し出られなくても、差額の返金に応じることはできませんのでご注意ください。
※e受付では、本科生割引によるお申込みはできません。

合格者の声



佐藤 安弘さん

得点の取りこぼし防止に最適

「過去問でステップ・アップゼミ」の実施される時期は、丁度、一通り勉強を終えた頃に開講されるので復習にうってつけです。やはり、過去の頻出論点は試験本番でも問われることが多く「他の受験生は取れるのに不正解を選んでしまった。」という取りこぼし防止には最適だと思います。

合格者の声



矢田 貴子さん

ボロボロになるまで常に持ち歩いた宝物

「横断セミナー」・「一般常識セミナー」・「選択式セミナー」を受講しましたがどれも素晴らしい内容だったと思います。特に「横断セミナー」は早い段階に視聴しテキストを常に持ち歩きサブノート代わりにありとあらゆる書き込みをしたのでボロボロになりました。セロテープで補強したテキストは私の努力の結晶・宝物です。

大好評

5/18(水)よりDVD通信講座限定で発送開始!

計算演習セミナー 全1回

計算問題に慣れ、“速く、正確に”解く力を身につけたい方に

社会保険労務士試験では計算問題が出題されることがあります。電卓を必要とするような複雑なものではありませんが、対応を疎かにしておくと計算問題を解くことに多くの時間を費やしてしまい、他の問題の解答に影響を及ぼすことがあります。このセミナーを活用することで計算問題に慣れ、“速く、正確に”解く力を身につけていきましょう。 ※本試験では電卓は使用不可とされています。

■通信講座: DVD

受講料 ¥4,000

※DVD通信のご視聴にはDVD-R対応のプレーヤーが必要となります。
パソコン・ゲーム機等での再生は動作保証対象外となります。
※解答解説講義になります。問題を事前に解いた上でのご視聴ください。
※総合本科生Plusには本講義が含まれております。



Web+DLツインフォローが弱点克服オプション講座に新登場!

新登場

Web+DLツインフォロー

Webフォロー・DLフォローをお申込みいただくと、インターネットを活用した通信講座の同一コースを受講することができます。これにより、学習環境が格段に広がります。**「ブロードバンド環境必須」**

パソコンで動画が見れる!

Webフォロー [有料]

例えば「教室講座」で受講されている方が...

- ▶もう一度同じ講義を聴きたい
- ▶講義を欠席してしまった
- ▶効果的な復習をしたい



外出先でも音声学習!

DLフォロー [有料]

例えば「教室講座」や「DVD通信講座」で受講されている方が...

- ▶図書館やカフェでも勉強したい
- ▶移動中の時間も無駄にしたい
- ▶前回の講義を音声で復習したい



▶弱点克服オプション講座

Web+DLツインフォロー	通常受講料(5%税込)
過去問でステップ・アップゼミ	¥3,000
横断セミナー	
一般常識セミナー	¥1,000
選択式セミナー	

※Webフォロー・DLフォローの講義は、教室の講義を収録したものとなります。また担当講師は、Web通信講座・ダウンロード通信講座の担当講師と同一です。

※お申込み前に、TACホームページ内の「WEB SCHOOL」にて必ず動作環境および、ご利用になるPCでの無料デモ体験版講義の動作をご確認ください。



今すぐネットで「弱点克服オプション講座」のお申込みができます!
<http://ec.tac-school.co.jp/>

※申込可能な商品は限られますので左記サイトにてご確認ください。

「弱点克服オプション講座」等の直前対策のご案内・資料のご請求は

0120-509-117

【受付時間】
9:30~19:00(月曜~金曜)
9:30~18:00(土曜・日曜・祝日)

携帯・PHS OK 携帯・自動車電話、PHS、衛星電話からもご利用になれます。

TACのホームページ

<http://www.tac-school.co.jp/>

TAC各校受付窓口

随時受講のご相談を承っております。

本案内書は
TAC各校受付
でも入手できます。

